

全国保育推進連盟活動報告(令和3年11月10日)

岸田総理の総裁選公約である『保育士等の収入を思い切って増やす為の「公的価格の抜本的見直し」』を行う為の「公的価格評価検討委員会」が発足し第1回の会合が開催されました。

令和3年10月31日執り行われました第49回衆議院議員総選挙におきましては各地域に於きまして会員の皆様の絶大なご支援により絶対安定多数である261議席を獲得できました事 感謝申し上げます。

選挙期間中様々な地域へ応援に入りましたが、各地で会員の皆様より岸田政権における「公的価格(公定価格)の抜本的見直し」について多くの期待の声を頂きました。

この岸田総理が掲げる「公的価格(公定価格)の抜本的見直し」の方針については、令和3年10月4日付け

全国保育推進連盟活動報告でもご報告した通り、

岸田総理の自由民主党総裁選挙時の公約であり、

当連盟議員幹事長である衆議院福岡3区選出の古賀篤先生

(現 厚生労働副大臣)をはじめ多くの先生方が強力に働きかけを行って頂き、岸田総理へ推進連盟の要望を直接行う事が出来た結果です。



*上記写真は9月15日の報道画像の一部です。

衆議院議員選挙の結果を受け、早速岸田総理のリーダーシップのもと「公的価格評価検討委員会」第1回会合が令和3年11月9日に開催されました。

本格的議論はこれからとなりますが、保育士等の処遇改善の拡大にとどまらず、公定価格の根本的課題である 施設開所時間と職員勤務時間のギャップ(いわゆる 8/11 問題)や、基本的な保育実施時間が8時間であるとの前提と保育現場の実態との乖離、保育士や調理員の配置基準の抜本的見直し といったような課題にまで踏み込んで議論して頂けるよう当連盟の運動方針として今後とも強力に働きかけを実施していきますので、各支部各地域に置かれましても地元選出の国会議員の先生方へ働きかけをお願い致します。

第1回公的価格評価検討委員会の次第や資料等につきましては別添資料をご参照ください。

【各支部役員の皆様へお願い】

会員の皆様へぜひ活動報告の配信を徹底して頂きます様重ねてお願い致します。

第1回全世代型社会保障構築会議・
第1回公的価格評価検討委員会 合同会議
議事次第

日時: 令和3年 11 月9日

17:10～17:40

場所: 官邸2階大ホール

1. 開会
2. 今後の全世代型社会保障改革等について
3. 閉会

配布資料:

- | | |
|-------|---------------------|
| 資料1 | 全世代型社会保障構築会議の開催について |
| 資料2-1 | 全世代型社会保障構築会議運営要領 |
| 資料2-2 | 公的価格評価検討委員会運営要領 |
| 資料3 | これまでの全世代型社会保障の経緯 |
| 資料4 | 公的価格の制度について |

全世代型社会保障構築会議の開催について

令和3年11月9日

内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）会議は、別紙１に掲げる者により構成し、全世代型社会保障改革担当大臣の下に開催する。
- （２）会議座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 公的価格評価検討委員会

- （１）会議の下に、公的価格の在り方を検討するため、公的価格評価検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することとし、その構成員は別紙２に掲げる者とする。
- （２）委員会座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. その他

- （１）会議及び委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- （２）前各項に定めるもののほか、会議及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会議座長及び委員会座長が定める。

(別紙 1)

座 長	清 家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶應義塾学事顧問
座長代理	増 田 寛 也	東京大学公共政策大学院客員教授
構 成 員	秋田喜代美	学習院大学文学部教授
	落 合 陽 一	メディアアーティスト
	笠 木 映 里	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	香 取 照 幸	上智大学総合人間科学部教授/ 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事
	菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院教授
	熊 谷 亮 丸	株式会社大和総研副理事長兼専務取締役リサーチ本部長
	権 丈 善 一	慶應義塾大学商学部教授
	國 土 典 宏	国立国際医療研究センター理事長
	高 久 玲 音	一橋大学経済学研究科准教授
	武 田 洋 子	三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長(兼)政策・経済センター長
	田 辺 国 昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	土 居 丈 朗	慶應義塾大学経済学部教授
	沼 尾 波 子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
	水 島 郁 子	大阪大学理事・副学長
	横 山 泉	一橋大学大学院経済学研究科准教授

(五十音順)

(別紙2)

座長	増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
座長代理	武田洋子	三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長(兼)政策・経済センター長
構成員	秋田喜代美	学習院大学文学部教授
	菊池馨実	早稲田大学法学学術院教授
	権丈善一	慶應義塾大学商学部教授
	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長

(五十音順)

公的価格評価検討委員会運営要領

公的価格評価検討委員会（以下「委員会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 委員会において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 委員会終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。委員会での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
3. 委員会の議事録を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で決定する。

これまでの全世代型社会保障の経緯

全世代型社会保障検討会議について

総理を議長とした政府における検討会議として、令和元年9月20日に第1回会議を開催し、12月に中間報告、令和2年6月に第2次中間報告、令和2年12月14日に最終報告をとりまとめた。

趣旨

少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障制度」を目指し、働き方の変化を中心に据えながら、社会保障全般にわたる改革を検討する。

開催経緯

令和元年 9月20日 第1回会議 開催

12月19日 中間報告取りまとめ(第5回)

令和2年 6月 25日 第2次中間報告取りまとめ(第9回)

12月14日 最終報告取りまとめ(第12回)

⇒「全世代型社会保障改革の方針」として閣議決定
(令和2年12月15日)

構成

議長	菅 義偉	内閣総理大臣
議長代理	西村康稔	全世代型社会保障改革担当大臣
構成員	麻生太郎	副総理 兼 財務大臣
	加藤勝信	内閣官房長官
	武田良太	総務大臣
	田村憲久	厚生労働大臣
	梶山弘志	経済産業大臣
(有識者／五十音順)		
	遠藤久夫	学習院大学経済学部教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	鎌田耕一	東洋大学名誉教授
	櫻田謙悟	SOMPO ホールディングス株式会社 グループCEO 取締役 代表執行役社長
	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	中西宏明	株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役
	新浪剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
	増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
	柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授

全世代型社会保障検討会議 中間報告（令和元年12月19日）の概要①

➤ 年金

- （１）受給開始時期の選択肢の拡大：60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げる。
- （２）厚生年金（被用者保険）の適用範囲の拡大：働き方の形態にかかわらず充実した社会保障制度を整備するため、厚生年金（被用者保険）の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、500人超から50人超規模まで段階的に引き下げる。
- （３）在職老齢年金制度の見直し：60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、現行の28万円から65歳以上の同制度と同じ47万円の基準に合わせる。
- （４）私的年金の見直し：私的年金の加入可能年齢を引き上げる。



「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和２年通常国会において成立）により対応

➤ 労働

- （１）70歳までの就業機会確保：働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、事業主として、70歳までの就業確保措置（定年廃止、定年延長、継続雇用制度、労使で合意した上での雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度）のいずれか）を導入する努力規定を設ける法制的整備を図る。
- （２）中途採用・経験者採用の促進：大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の公表を求める。
- （３）兼業・副業の拡大：「過重労働への懸念」や「労働時間の管理・把握の困難さ」を払拭する制度整備のための検討を進める。
- （４）フリーランスなど雇用によらない働き方の保護の在り方：フリーランスについて、実態を把握・整理した上で、政策の方向性について検討を進める。



「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和２年通常国会において成立）等により対応

➤ 予防・介護

- （１）保険者努力支援制度の抜本強化：公的保険制度における疾病予防の位置づけを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図るとともに、配分基準のメリハリを実効的に強化する。
- （２）介護インセンティブ交付金の抜本強化：介護インセンティブ交付金の抜本的強化を図るとともに、交付金の配分基準のメリハリを実効的に強化する。
- （３）エビデンスに基づく政策の促進：データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。
- （４）持続可能性の高い介護提供体制の構築：介護予防、「共生」・「予防」を柱とした認知症施策の推進、介護現場におけるロボット・ICTの導入加速化、ペーパーレス化・効率化の推進を図るとともに、介護事業者の創意工夫と投資を引き出し、効果的・効率的、健全で持続可能性の高い介護提供体制の構築を進める。



令和２年度予算等により対応

※ 医療については、「全世代型社会保障改革の方針」（次頁）と重複するため、記述を割愛。

全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）の概要

➤ 少子化対策

- （1）不妊治療への保険適用等：令和4年度当初から不妊治療への保険適用を実施する。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃等により、経済的負担の軽減を図る。
- （2）待機児童の解消：令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する。併せて、児童手当について、高所得の主たる生計維持者を特例給付の対象外とする。
- （3）男性の育児休業の取得促進：出生直後の男性の休業取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、労働者に対する休業制度の周知や研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備の事業主への義務づけ等を検討する。



「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年通常国会において成立）等により対応

➤ 医療

- （1）医療提供体制の改革：都道府県の医療計画に新興感染症等への対応を位置づける。地域医療構想については、基本的な枠組みを維持し、その財政支援等を行う。医療機関が都道府県に外来機能を報告する制度を創設し、地域の実情に応じて、紹介患者への外来を基本とする医療機関を明確化する。
- （2）後期高齢者の自己負担割合の在り方：一定以上の所得を有する後期高齢者の医療費の窓口負担割合を2割に引き上げる。
- （3）大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大：紹介状なしで外来受診した場合に定額負担が必要になる医療機関の対象範囲を拡大する。



「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年通常国会において成立）等により対応

- あわせて、「全世代型社会保障」については、今後そのフォローアップを行いつつ、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、総合的な検討を進め、更なる改革を推進することとされた。

今後の全世代型社会保障の検討

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）

附則 第二条

政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定）

第３章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

２．社会保障改革

（２）団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

骨太方針2020 等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100 年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。2022 年度から団塊の世代が75 歳以上に入り始めることを見据え、全ての世代の方々が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現に向けた取組について、その実施状況の検証を行うとともに、その取組を引き続き進める。その際、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進める。こうした対応について速やかに着手する。

岸田内閣総理大臣所信表明演説（第205回国会）（抜粋）

・・・将来への不安が、消費の抑制を生み、経済成長の阻害要因となっています。兼業、副業、あるいは学びなおし、フリーランスといった、多様で柔軟な働き方が拡大をしています。大切なのは、どんな働き方をしても、セーフティーネットが確保されることです。働き方に中立的な社会保障や税制を整備し、勤労者皆保険の実現に向けて取り組みます。人生百年時代を見据えて、子供から子育て世代、年寄りまで全ての方が安心できる、全世代型社会保障の構築を進めます。

(参考)

社会保障制度改革の主な取組状況

	主な実施事項
平成26年度	○年金機能強化法の一部施行(平成26年4月～) ・基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、遺族基礎年金の父子家庭への拡大、産前・産後休業期間中の厚生年金保険料の免除 ○育児休業中の経済的支援の強化(平成26年4月～) ・育児休業給付の支給割合の引上げ(50%→67%)
平成27年度	○子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月～) ・待機児童解消等の量的拡充や保育士の処遇改善等の質の改善を実施 ○医療介護総合確保推進法の一部施行 ・都道府県において、地域医療構想を策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進(平成27年4月～) ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(平成27年4月～) ・低所得者の介護保険料に係る軽減措置を実施(平成27年4月より一部実施、令和元年10月から完全実施) ・一定以上の所得のある介護サービスの利用者について自己負担を1割から2割へ引上げ等(平成27年8月～) ○被用者年金一元化法の施行(平成27年10月～) ・厚生年金と共済年金の一元化
平成28年度	○年金機能強化法の一部施行(平成28年10月～) ・大企業の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(501人以上の企業対象)
平成29年度	○年金改革法の一部施行(平成29年4月～) ・中小企業の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(労使合意を前提として500人以下の企業対象) ○年金機能強化法の一部施行(平成29年8月～) ・老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮
平成30年度	○国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化 (平成30年4月～、医療保険制度改革関連法案関係) ○医療計画・介護保険事業(支援)計画・医療費適正化計画の同時策定・実施(平成30年4月～) ○年金改革法の一部施行(平成30年4月～) ・マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価の上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整
平成31年度	○年金改革法の一部施行(平成31年4月～) ・国民年金1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除(財源として国民年金保険料を月額100円程度引上げ) ○年金生活者支援給付金法の施行(令和元年10月～) ・年金を受給している低所得の高齢者・障害者等に対して年金生活者支援給付金を支給
令和3年度	○年金改革法の一部施行(令和3年4月～) ・年金額改定において、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底

第10回社会保障制度改革推進会議における主な有識者意見の概要 (令和3年6月29日 社会保障改革のフォローアップ)

➤ 少子化対応

- 少子化対策は早期に実効性のある取組が行われるべき
- 少子化対策などを効果的に推進していくためには、増税を含んだ歳入改革を進めて、安定的な財源の確保に努めることが必要

➤ 人生100年時代のセーフティネット

- 企業規模要件の撤廃など被用者保険の適用拡大の更なる推進をはじめ非正規の方々のセーフティネットの強化に着手すべき
- 新型コロナウイルス感染症の流行により顕在化した社会的なセーフティネットの綻びへの対応を考えておかなければならない。特に、積極的労働市場政策や再訓練・再教育の不十分さが明らかになったのではないかな。

➤ 担い手不足にも対応した医療・介護提供体制

- オンライン手続、データ分析による給付適正化、オンライン診療など、デジタル化の促進に着手すべき
- 資産勘案など負担能力に応じた負担の徹底に着手すべき
- 地域医療構想の実現、医療従事者の働き方改革、医師偏在対策の三位一体での推進に着手すべき
- 新型コロナウイルス感染症への対応の過程で、医療資源が効率的に使われていないという課題が浮き彫りとなった。危機時の体制を検証し、速やかに医療の機能分化と連携を進めていくことが重要ではないか。

➤ 給付と負担のバランス・現役世代の負担上昇の抑制

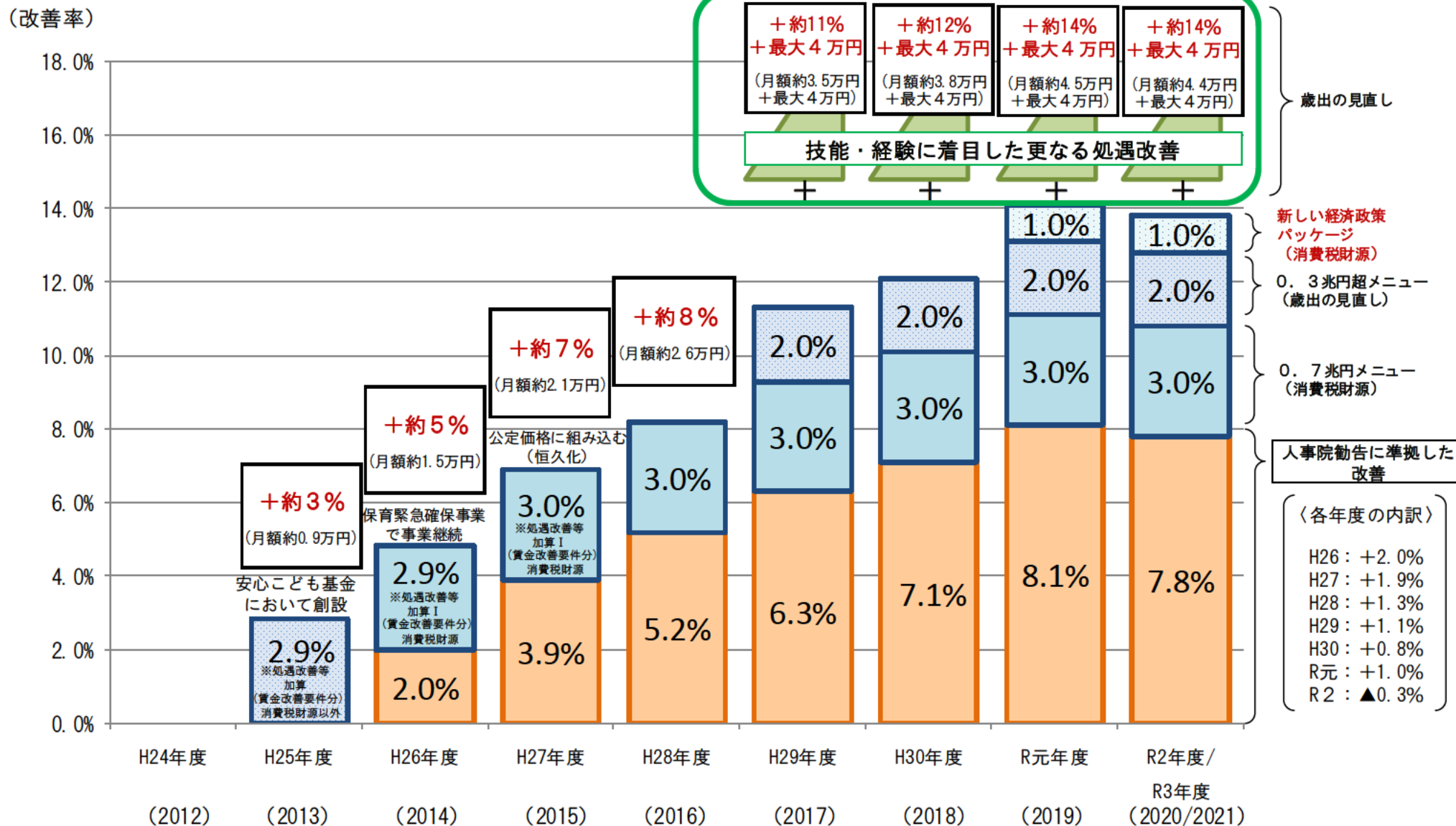
- 医療費適正化計画はじめ医療費適正化に係るガバナンスの強化に着手すべき
- 後期高齢者医療制度における患者負担割合の自動調整について検討すべき

公的価格の制度について

公的価格の制度について

	診療報酬（医療）	介護・障害福祉サービス等報酬	子ども・子育て支援新制度の公定価格
報酬・価格の 決まり方	・2年に1度の実態調査で把握される医療機関等の類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する費用の額等を勘案して個々の診療行為ごとに報酬を決定	・実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する平均的な費用の額等を勘案して、原則3年ごとに報酬を決定	・教育・保育に通常要する費用の額を勘案して公定価格（基本額＋各種加算）を決定 ・公定価格の金額については人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げて算定 ・人件費は国家公務員給与の改定状況、事業費・管理費は物価の動向等を踏まえて毎年度改定
処遇改善の 仕組み	看護師等の負担軽減のため、看護職員や看護補助者の配置増に対する加算等があるが、賃金改善を直接の目的とする仕組みはない ※医療においては、医師、看護職員、リハビリテーション専門職等多様な専門職がチームでサービス提供を担っている点に留意が必要	・処遇改善加算：介護職員が対象 ・特定処遇改善加算：経験・技能のある介護職員に重点を置いた加算 ※平成21年以降、介護職員の処遇改善加算の創設や順次の拡充等の取組を実施。 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件 ※障害福祉についても同様の仕組み	・処遇改善等加算Ⅰ：全職種が対象 ・処遇改善等加算Ⅱ：技能・経験を積んだ副主任保育士・専門リーダー等が対象 ※平成25年以降、保育士等の処遇改善等加算の創設や順次の拡充等の取組を実施 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件
費用負担	・患者負担 年齢・所得に応じて1～3割（高額療養費制度あり） ・給付費 診療報酬（保険料：公費＝6：4）	【介護】 ・利用者負担 所得に応じて1～3割（高額介護サービス費制度あり） ・給付費 介護報酬（保険料：公費＝1：1） 【障害福祉】 ・利用者負担 所得に応じて最大1割（高額障害福祉サービス等給付費制度あり） ・給付費 障害福祉サービス等報酬（全額公費）	・利用者負担 市町村が設定（上限あり） ※0～2歳は応能負担、3歳以上は無償 ・給付費 原則公費、一部事業主拠出金あり ※公立保育所等は地方交付税措置

保育士の処遇改善

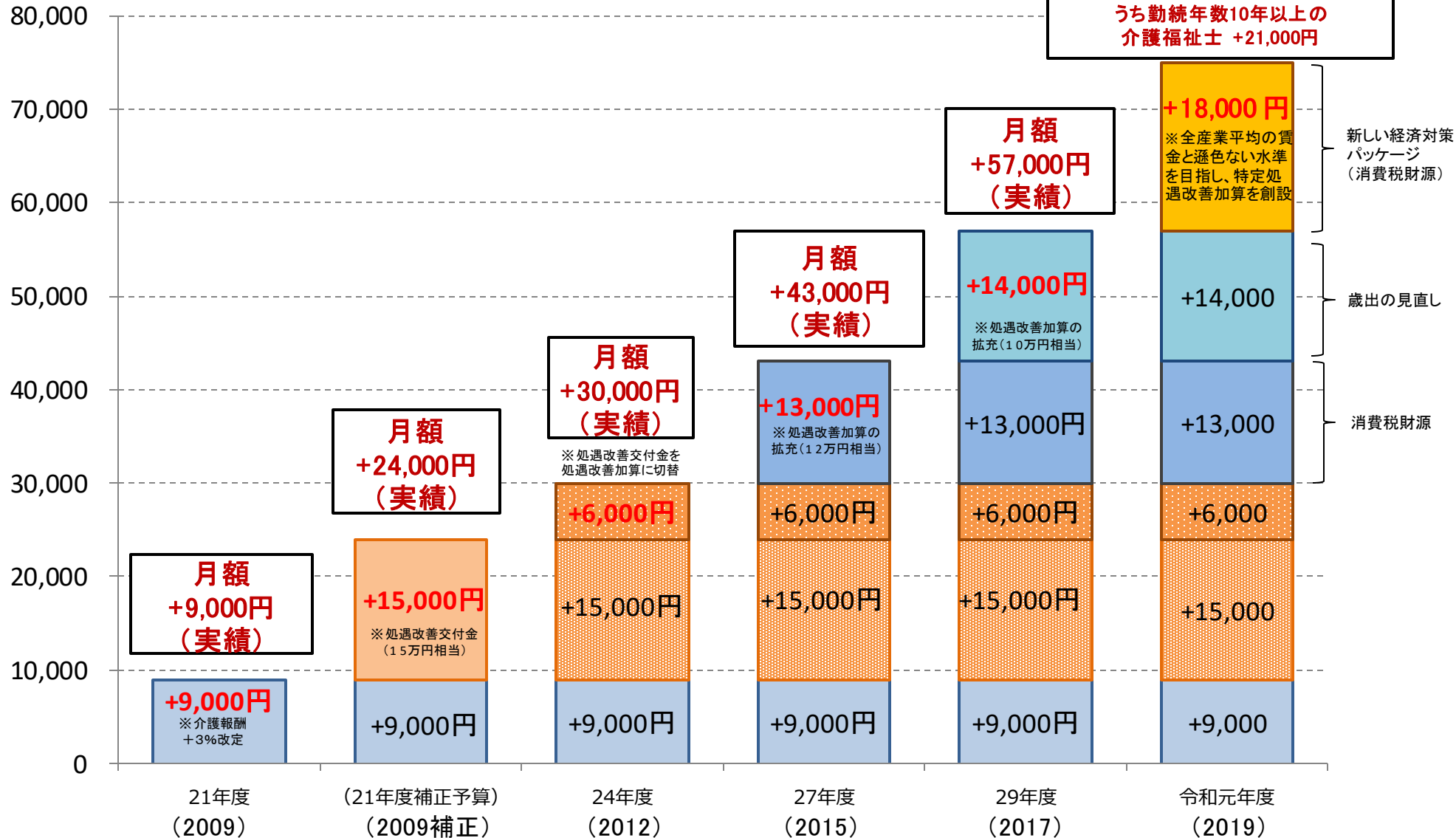


□ : 処遇改善等加算 I

□ : 処遇改善等加算 II

介護職員の処遇改善について

(改善額:円)

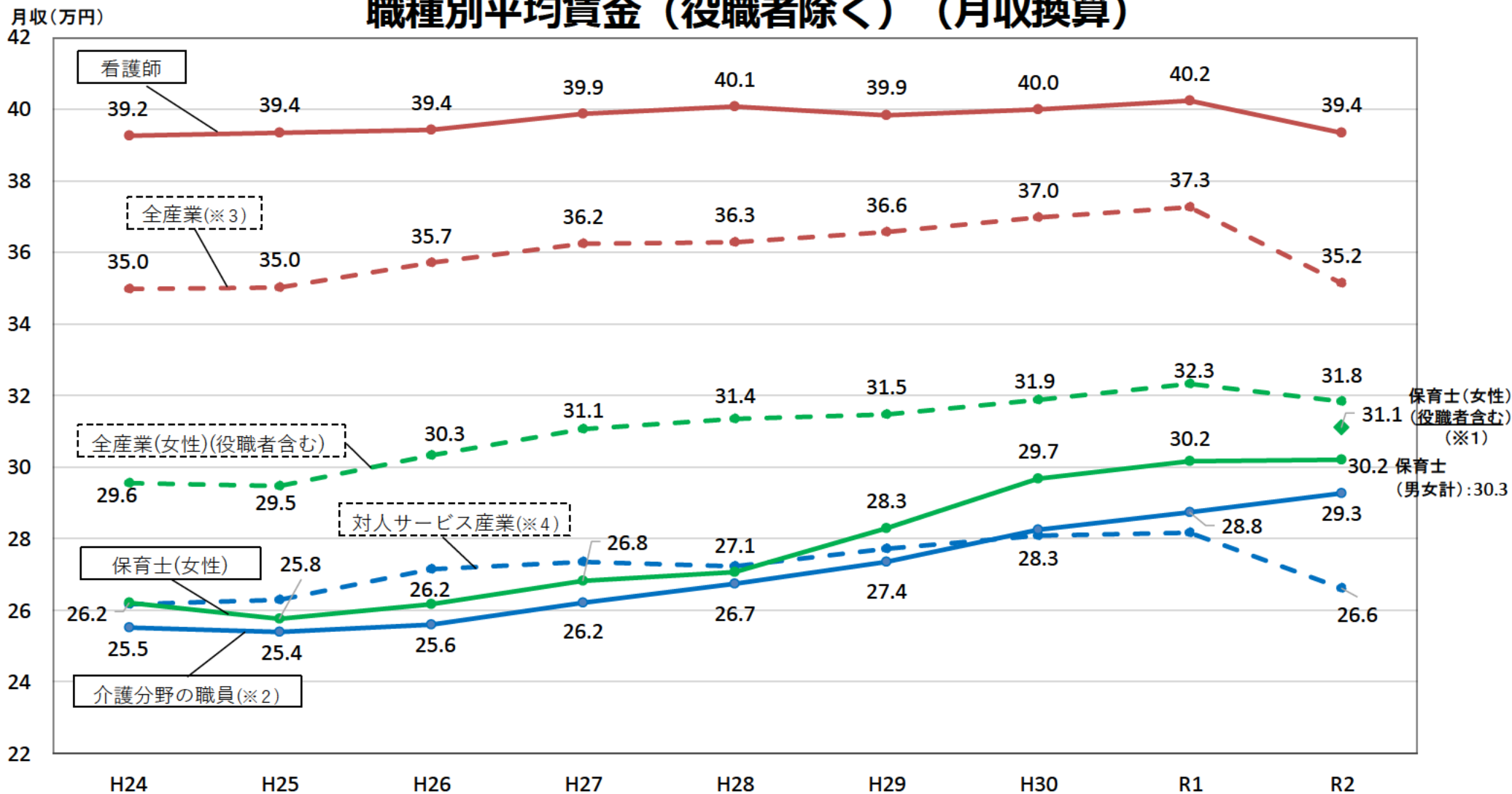


※ 各年度の月額処遇改善額(実績)は、全て「介護従事者処遇状況等調査」によるものであるが、それぞれ調査客体等は異なる。

※ 2012、2015、2017年度については、処遇改善加算を取得した施設・事業所の介護職員の月額処遇改善額(実績)。

2019年度については、特定処遇改善加算を取得した施設・事業所の介護職員の月額処遇改善額(実績)。

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和2年までの各年で公表されたもの)を基に作成。いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。

(注1)「役職者含む」としたもの以外は全て、役職者(令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年は10人以上の事業所の役職者)を除いた数値。

(注2)「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

(※1)令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。

(※2)「介護分野の職員」は、令和元年までは「ホームヘルパー」及び「福祉施設介護員」を、令和2年は「訪問介護従事者」及び「介護職員(医療・福祉施設等)」をそれぞれ加重平均したもの。

(※3)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※4)「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均したもの。